知教労ニュース

発行　知多地方教職員労働組合（知教労）
〒475-0929 半田市仲田町1-18　Tel&Fax 0569-24-5216
HP:http://www.chikyoro.ikaduchi.com/ e-mail:chikyoro@oboe.ocn.ne.jp

出退校記録簿と勤務の割り振り簿の完全な定着を

知多地方校長会長と知教労の話し合い
超過労働の解消の方向性を確認

恒例 郡校長会長との話し合い

五月二十二日、八幡小学校において、知教労と校長会との話し合いが行われました。校長会からは、及川秀一校長会長（八幡小）、宮島年夫庶務（大府小）、永井清司会計（知多中）の各氏が参加しました。

冒頭、岩澤委員長が「知多の勤務の記録や割り振りは、全県的にも進んでいる。知多（地方）の校長会が努力されているおかげだ」との現状認識を示しました。それに対し、及川会長は「知多管内では、（勤務時間を守ろうとする）意識が高まってきている。知多事務所や校長会、教育委員会からも勤務の実態を把握するように指示がきている」と述べました。その上で、まだ割り振りがきちんとなされていない少数の学校に対しては「命令する立場ではないが、粘り強く声をかけていきたい」と約束しました。

労安体制の整備・運用を！

また、職員の労安体勢について「職員が体調を崩すことは、学校側にとっても本人にとっても不幸なことだ」「文科省からもカラーで見やすいものがホームページに掲載されているので、（市内のコンピュータネットワークを使って）知らせたい」と積極的な姿勢で取り組むことを確認しました。

また、大府市では、五十人以上の学校で労働衛生委員会がもたれており、それ以外の学校でも教育長も参加して衛生推進者の会議をしていることが宮島校長から紹介されました。

「なかには強い言い方で、ノー残業デーを実施している学校もあるが、それが定着してくるとみんなが自然に帰るようになった」との事例も述べられました。

実際に、及川校長会長の学校では、毎週水曜日がノー残業デーになっています。

第3日曜日は「家庭の日」

特に中学校において、部活動が勤務時間超過の主たる原因になっていることについて、「第三日曜日が『家庭の日』であることは、続いているはずだ。現にある制度については、再確認していきたい」との確認をしました。

さらに知教労は、県の教育振興会や知多教職員会が作成している様々な出版物について、利用していない実態もあり、児童・生徒全員に買わせるのはおかしいことと、それを作成するために教員の多くの労力が使われていることについて、見直しを要請しました。しかし、校長会長としては、それをなくすのではなく大切にしていきたいという従来の態度を崩しませんでした。

また、パワハラの問題については、これも大切な問題なので、校長会で伝えたいという回答を得ました。一時間四十分にわたり中身の濃い話し合いがなされました。詳細については、次回6月号の全員郵送でお伝えしたいと思います。

非常勤講師に違法労働強制?!
知教労が行動即解決

5月初旬、愛教労を通じて知教労に労働相談がありました。電話にての相談によると、週二〇時間の非常勤講師であるにも関わらず、中学校で一八時間の授業を担当させられていることや、給食指導などをするように指示されているのでおかしい、との内容でした。

知教労は、役員らによる電話相談を重ね、そうした働かされ方が違法であることを伝え、知多教育事務所に名前を伏せて告発するということを確認しました。

知多教育事務所管理主事を通じ、市教育委員会経由での事実確認と指導を申し入れると、各部署がすぐに行動し、非常勤講師に対する違法な労働の押しつけを是正するように指導が入ったのです。

困っていた非常勤講師の方によると、「数日のうちに、校長・教頭らが現状の勤務が間違っていたことを謝罪し、今後法令に基づいた労働環境を整える」と約束できたとのことです。

この講師の方は、他府県で一〇年ほど正規教員として勤務した経歴がある方でした。他府県の学校から愛知県のフツーの学校に来ると、学校のあり方そのものが「異常に感じる」という感想が語られていました。「校務主任って何？…なんで四役という人たちは持ち時間数が減らされてるの？…学年主任って回りの教員に指示する程エライの？…」ずっと知多地方で教員をしている多くの人にとって、当たり前になってしまっていることが、実は国内の他地域では「あり得ない指導・あり得ない体制」となっている状況があるようです。［詳報：次号］

北から南から　～支部だより～

先日、仲間と話をしていたら、勤務時間の割り振り簿に、色々な運用パターンがあることがわかった。私の勤務校は昨年度まで、割り振り簿は自分の手元に置いて記入していた。ある学校では、決められた場所に置かれていて、各自が記入しているという。その形が多いのかどうかはわからないが、私の勤務校では、今年度は、教頭がすべて職員の割り振り簿をファイルにして閉じている。これではいちいち書きにくいため、私は「個別に保管させてください。」と申し出て、机の中にある。書きやすいし、時間延長したときも、記入忘れはほとんどない。

問題なのは、若い人たちの中に、学年会や保護者との懇談などでの時間外勤務でも、申し出ていない実態があることだ。出世に響くと思っているのか、にらまれるとでも思っているのか、どうもみんなが、教頭の持っているファイルを開いて書き込んでいる様子が見られない。もしそうなら、何のための割り振り制度なのか。私自身は、初の割り振りをとって、所用を済ますことができたが、これで良いのかと思う昨今だ 。 （K）

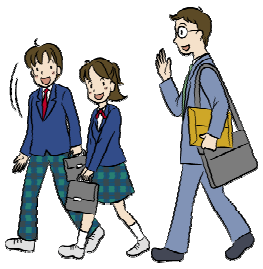

みんなの日

輪番制で地元の町内会の班長が回ってきた。しかも、あろうことか、くじ引きで班長を束ねる役員会の副会長をすることになった▼ただでさえ早朝出勤して夜遅くに帰宅する毎日で家を空けていることが多い。近所づきあいもほとんどない。そんな状態で班長の仕事を引き継いだ▼回覧板、訃報連絡、会費の集金、二つある公園の維持管理、花壇の植え替えと水やり、０の日の交通立哨、青パト、夏祭りに秋祭り、体育祭に文化祭、おまけに防災組織も兼ね……。さらに今年からはコミュニティのＨＰづくりもやるという。こんなにやることがあるの！▼いろいろと内情を聞いていると、あまりに仕事が多くて、班長をやるくらいなら町内会を辞めるという人が何人もいるそうだ。町内会は、防災組織を兼ねているが、忙しさを理由にどんどん辞めてしまえば、いざという時に本当に支援が必要な人を見落としてしまう可能性がある。▼過去に班長をやった人がつぶやいた。「前はこんなに忙しくなかったのに…。どんどん増えて…。」アレ、この状況、学校現場に似ていないか？忙しいからといって、教員を辞めるわけにはいかない▼忙しさは心の余裕を奪い、本来時間をかけて取り組むべきことをさっと素通りしてしまうかもしれない。町内会役員の任期は一年。前年を単に踏襲することなく、次年度にはやることを減らして引き継ぎたい。▼任期が定年までの教育現場でも、仕事を減らす取り組みが必要だ。学校のことも、地域社会のことも、余裕をもって両方できる日々を目指していきたい。（S）

データで見る教員の実態 第38回
『約３分の２』

今回は、文部科学省の「教職員のメンタルヘルス対策について（最終まとめ）」からです。そのまとめの中には、「東京都の平成19年度休職者に関する調査結果によると、本人にうつ病に関する知識が少なく、生活に支障が出ないと本人も周りも気づかないなどの状況にあり、精神疾患により休職する教員の約３分の２が病気休職の直前になるまで受診しない状況にある。」とあります。３分の２とは、比率的にかなり高い数値です。

３分の１の方は病気を比較的軽い時期から意識して通院されたのでしょうが、それでも休職になってしまった。では、残りの３分の２もの方が直前まで受診しないとはどういったことが原因でしょうか。心療内科などに受診することをためらう何らかの理由があるのでしょう。３分の２もの方が休職直前まで受診しないということですから、個人の問題で済ますことはできません。

もしその原因が医者にかかる時間がとれなかったということならば、法律では、そうなりにくいように定められています。労働安全衛生法では、労使協定でも月４５時間以上の残業は設定してはいけないことになっています。また、１００時間を超えたら本人の申し出によって医師の面接を受けることになっています。これは法律ですので最低基準ということで、それより高いレベルの設定を厚生労働省が薦めています。また、懲罰の意味も込めて６０時間を超えた残業については、通常の残業代の時間当たり２５％増しではなく、５０％増しになっています。休日労働も３５％増しです。

残念ながら教職員の長時間労働、特に中学での超長時間労働は残業手当がつかないこともあり放置されています。これが３分の２という数値の大きな原因だと文科省も考えて、対策をとるように指示しているのです。

知ってるつもり・Q&A
特別支援学級担任の免許状は？

Q　昨年度末、次年度の担任や校務分掌に関する校長面接の際、特別支援学級担任の打診を受けました。私はこの分野の教育の専門的な勉強をしたこともなく、教員免許も専門の免許は所有していませんが、担任をするにあたって、特に特別な免許は、必要はないとのことでした。これまで、特別支援学級は専門の資格をもっている教員が担任をすると思い込んでいたのでとても驚きました。なぜ、専門の免許はいらないのでしょうか。

A　考え方としては、特別支援学級であっても小学校や中学校の中の一つの学級であり、該当する学校の免許を所有していれば担任をしたり教科の指導をしたりすることができるということです。

教員免許法の上でも「特別支援学校教諭」の免許はありますが、「特別支援学級の担任免許」というものは存在しません。

実際の現場では、「特別支援学校教諭」あるいは旧「盲・聾・養護学校教諭」の免許を取得している方が担任をする場合もありますが、そうでない場合も多くあります。都道府県によりばらつきはありますが、小中学校の特別支援学級の担任で「特別支援学校教諭免許状」を所持している教員の割合は、およそ25～30％前後という調査もあります。

担任を続けるうちにこの分野の教育を深く勉強したいと考え、通信教育や認定講習を受講して「特別支援学校教諭」免許を取得される方も多くいます。

10万円以下※で行く! How to 南・東南アジアのあたりで9泊10日ぐらいの旅

※ 食費・観光費、中部空港までの電車代コミコミでもこれぐらい!
都市から都市へあちこち移動したりするともうちょっとかかるかな……。

その1 航空券GET!!

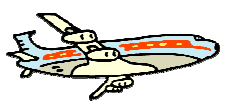

わが国は島国なので、海外旅行のためにはまずは飛行機の席を確保するのが第一。多くの旅行社が**格安航空券**を扱っているので、目的地が同じフライトを検索して最安のチケットをさがそう。格安航空券は、正規航空券と違ってキャンセルができない、変更ができないなどのデメリットがあるのでとにかく安い。また、航空会社の都合で1～2回乗り継ぎさせられる航空券は、直行便よりうんと安くなる。時間がかかって面倒くさいが、乗り継ぎ地で降機してその都市を観光できると考えればメリットとなる。例えば、中国南方航空＝**名古屋～広州～プノンペン**。カンボジアのついでに華南の大都市広州も見物できる。

夏のお盆の時期を外せば名古屋～プノンペン[往復¥33,800円(2012)]が相場か。最近困ったことに、原油価格高騰で**燃油サーチャージ**[¥9,380円(2012)]という割増料金がこれに上乗せされてガッカリ。時期によっては中国東方航空＝**名古屋～上海～プノンペン**[往復¥15,000円]なんてのもある。

最近注目のLCC *(Low Cost Carrier)* は、まだ東京・大阪以外の都市からは就航路線が限られているが、今後は名古屋からも選択肢が増えるかもしれない。機内食が出ないとか、座席間が狭いとかの不便はあるだろうが、機体整備など保安面の保障があれば利用価値はあるかも。航空労働者の低賃金化に拍車を掛けることになるのだろうが、資本主義社会ではやはり悪貨が良貨を駆逐するのであった。

エイビーロードネット http://www.ab-road.net/

その2 VISA GET!!

アジアの多くの国は、日本と**相互VISA免除協定**を結んでいるので、国によって違うが、10日～30日ぐらいの観光旅行であればビザなし入国が可能。必要な国の方が少数派になってきた。

日本人が入国するのにVISAが必要なアジアの国　[2013現在]

インド　スリランカ　パキスタン　ネパール　ブータン　アフガニスタン　バングラデシュ　カンボジア　インドネシア

上記の国に行くためにはVISAを取らなければならないが、今時はネット申請ができる国も増えてきた。在日大使館、領事館に行かなくても、旅行社を通さなくても、ネットでVISAゲットが可能だ。

例：カンボジア*e-VISA*　¥2,000円

その3 ホテル予約GET!!

これはゲットしなくてもいいが、しておくとメリットもある。①着いてからすぐ落ち着けるので気楽、②安くて良い宿をじっくり選択可能、③あちこちさがす時間の節約、というような点だろう。booking.comやagodaなどホテル検索サイトはたくさんある。日本では旅行するときは宿を予約していかないと泊まれないような気がするが、そんなことはない。まして国外では泊まるところなどすぐに見つかるので、現地に行ってから「この辺で泊まろうかな～」なんていうのもアリだ。Wi-Fi接続できる機器があれば、現地でホテル検索してもいい。ホテルランクはピンキリだが、アジアなら日本円で2～3,000円も出せば、充分過ぎるほどキレイなホテルに泊まれる。なんならもっと下げても…。

その4 現地情報GET!!

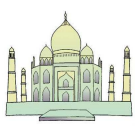

そこへ行って何するか。休暇だから何もしなくてもイイんだが、ある程度基礎知識があるに越したことはない。その国がどんな国で、街の歴史がどうで、何があるのか、繁華街はどっちなのか、ということが分かれば好きな所へ行ける。アジアはどの国にも**トゥクトゥク**とか**トライショー**とかいう輪タクがいるので便利。1回目はちょっとボラれるが、kmあたりの相場が分かるので、2回目からは強気の交渉で1km=$1以下の適正価格乗車OK!

食事も現地の食堂みたいなところで食べれば、ビールも付けて1食3～400円ぐらい。